

## 日本国憲法案の変遷

第2列は1946年2月13日に日本政府に指示されたGHQ 民政局作成案。

第3列はGHQ 草案に基づいて作成し3月2日にGHQ に渡された日本政府案。

第4列は日本政府案に対してGHQ 民政局において修正され、国民に発表された政府案(衆議院への上程案)。

現憲法を基準に対処関係を示した。条文単位で対応しない条文は、条文を節に分解して対応させた。②等は現憲法に対応する節に付し、必ずしも項番を意味しない。

現憲法	2月13日 GHQ 憲法草案	GHQ 提出の3月2日日本案 (GHQ 修正前)	3月6日憲法改正要綱 (GHQ 修正後)
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを</p>	<p>我等日本国人民ハ、国民議会ニ於ケル正当ニ選挙セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等ノ子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力及此ノ国全土ニ及ブ自由ノ祝福ノ成果ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ恐威ニ訪レラレサルヘク決意シ、茲ニ人民ノ意思ノ主権ヲ宣言シ、国政ハ其ノ権能ハ人民ヨリ承ケ</p> <p>其ノ権力ハ人民ノ代表者ニ依リ</p>	<p>前文削除</p>	<p>日本国民ハ、国会ニ於ケル正当ニ選挙セラレタル代表者ヲ通ジテ行動シ、我等自身及子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力ノ成果及此ノ国全土ニ及ブ自由ノ福祉ヲ確保シ、</p> <p>且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ惨禍ノ発生スルガ如キコトナカラシメンコトヲ決意ス。乃チ茲ニ国民至高意思ヲ宣言シ、</p> <p>国政ヲ以テ其ノ権威ハ之ヲ国民ニ承ケ、</p> <p>其ノ権力ハ国民ノ代表者之ヲ行</p>

<p>行使し、その福利は国民がこれを享受する。</p> <p>これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。</p> <p>われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、</p> <p>平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。</p> <p>われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。</p> <p>われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和</p>	<p>行使セラレ而シテ其ノ利益ハ人民ニ依リ享有セラルル神聖ナル信託ナリトノ普遍的原則ノ上ニ立ツ所ノ此ノ憲法ヲ制定確立ス、</p> <p>而シテ我等ハ此ノ憲法ト抵触スル一切ノ憲法、命令、法律及詔勅ヲ排斥及廃止ス</p> <p>我等ハ永世ニ亙リ平和ヲ希求シ且今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル人間関係支配ノ高貴ナル理念ヲ満全ニ自覚シテ、</p> <p>我等ノ安全及生存ヲ維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ正義ト信義トニ信倚センコトニ意ヲ固メタリ、</p> <p>我等ハ平和ノ維持並ニ横暴、奴隷、圧制及無慈悲ヲ永遠ニ地上ヨリ追放スルコトヲ主義方針トスル国際社会内ニ名誉ノ地位ヲ占メンコトヲ欲求ス、</p> <p>我等ハ万国民等シク恐怖ト欠乏ニ虐ケラルル憂ナク平和ノ裏ニ</p>		<p>使シ、其ノ利益ハ国民之ヲ享有スベキ崇高ナル信託ナリトスル基本的原理ニ則リ此ノ憲法ヲ制定確立シ、</p> <p>之ト抵触スル一切ノ法令及詔勅ヲ廃止ス。</p> <p>日本国民ハ永世ニ亙リ平和ヲ希求シ、人間関係ヲ支配スル高邁ナル理想ヲ深く自覚シ、</p> <p>我等ノ安全及生存ヲ維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ公正ト信義ニ信倚センコトヲ期ス。</p> <p>日本国民ハ平和ヲ維持シ且専制、隷従、圧抑及偏狭ヲ永遠ニ払拭セントスル国際社会ニ伍シテ名誉アル地位ヲ占メンコトヲ庶幾フ。</p> <p>我等ハ万国民均シク恐怖ト欠乏ヨリ解放セラレ、平和ノ裡ニ生存</p>
--	---	--	---

<p>のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、</p> <p>この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>生存スル権利ヲ有スルコトヲ承認シ且之ヲ表白ス</p> <p>我等ハ如何ナル国民モ単ニ自己ニ対シテノミ責任ヲ有スルニアラスシテ政治道徳ノ法則ハ普遍的ナリト信ス、</p> <p>而シテ斯ノ如キ法則ヲ遵奉スルコトハ自己ノ主権ヲ維持シ他国民トノ主権ニ基ク關係ヲ正義付ケントスル諸国民ノ義務ナリト信ス</p> <p>我等日本国民ハ此等ノ尊貴ナル主義及目的ヲ我等ノ国民的名誉、決意及総力ニ懸ケテ誓フモノナリ</p>		<p>スル権利ヲ有スルコトヲ主張シ且承認ス。</p> <p>我等ハ何レノ国モ単ニ自己ニ対シテノミ責任ヲ有スルニ非ズシテ、政治道徳ノ法則ハ普遍的ナルガ故ニ、</p> <p>之ヲ遵奉スルコトハ自国ノ主権ヲ維持シ他国トノ対等關係ヲ主張セントスル各国ノ負フベキ義務ナリト信ズ。</p> <p>日本国民ハ国家ノ名誉ヲ賭シ全力ヲ挙ゲテ此等ノ高遠ナル目的ヲ達成センコトヲ誓フ。</p>
<p><b>第一章 天皇</b></p> <p><b>第一条</b> 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p>	<p><b>第一章 皇帝</b></p> <p><b>第一条</b> 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス</p>	<p><b>第一章 天皇</b></p> <p><b>第一条</b> 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タル地位ヲ保有ス。</p>	<p><b>第一章 天皇</b></p> <p><b>第一条</b> 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト</p>
<p><b>第二条</b> 皇位は、世襲のものであ</p>	<p><b>第二条</b> 皇位ノ継承ハ世襲ニシ</p>	<p><b>第二条</b> 皇位ハ皇室典範ノ定ム</p>	<p><b>第二条</b> 皇位ハ国会ノ議決ヲ経</p>

つて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。	テ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ	ル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承ス。	タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト
<b>第三条</b> 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。	第三条 国事ニ関スル皇帝ノ一切ノ行為ニハ内閣ノ輔弼及協賛ヲ要ス而シテ内閣ハ之カ責任ヲ負フヘシ	第三条 天皇ノ国事ニ関スル一切ノ行為ハ内閣ノ輔弼ニ依ルコトヲ要ス。内閣ハ之ニ付其ノ責ニ任ズ。	第三条 天皇ノ国務ニ関スル行為ハ凡テ内閣ノ輔弼賛同ニ依リ内閣ハ其ノ責ニ任ズルコト
<b>第四条</b> 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。  2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。	皇帝ハ此ノ憲法ノ規定スル国家ノ機能ヲノミ行フヘシ彼ハ政治上ノ権限ヲ有セス又之ヲ把握シ又ハ賦与セラルルコト無カルヘシ 皇帝ハ其ノ機能ヲ法律ノ定ムル所ニ従ヒ委任スルコトヲ得	第四条 天皇ハ此ノ憲法ノ定ムル国務ニ限り之ヲ行フ。政治ニ関スル権限ハ之ヲ有スルコトナシ。  天皇ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ機能ノ一部ヲ委任シテ行使セシムルコトヲ得。	第四条 天皇ハ此ノ憲法ノ定ムル国務ヲ除クノ外政治ニ関スル権能ヲ有スルコトナキコト  天皇ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ権能ヲ委任スルコトヲ得ルコト
<b>第五条</b> 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。	第四条 国会ノ制定スル皇室典範ノ規定ニ従ヒ摂政ヲ置クトキハ皇帝ノ責務ハ摂政之ヲ皇帝ノ名ニ於テ行フヘシ而シテ此ノ憲法ニ定ムル所ノ皇帝ノ機能ニ対スル制限ハ摂政ニ対シ等シク適用セラルヘシ	第五条 皇室典範ノ定ムル所ニ依リ摂政ヲ置クトキハ摂政ハ天皇ノ名ニ於テ其ノ権限ヲ行フ。此ノ場合ニ於テハ前条第一項ノ規定ヲ準用ス。	第五条 皇室典範ノ定ムル所ニ依リ摂政ヲ置クトキハ摂政ハ天皇ノ名ニ於テ其ノ権能ヲ行フモノトシ此ノ場合ニ於テハ前記第四第一項ニ準ズルコト
<b>第六条</b> 天皇は、国会の指名に基	第五条 皇帝ハ国会ノ指名スル	第六条 天皇ハ国会ノ決議ヲ経	第六条 天皇ハ国会ノ指名ニ基

<p>いて、内閣総理大臣を任命する。</p> <p><b>2</b> 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</p>	<p>者ヲ総理大臣ニ任命ス</p>	<p>テ内閣総理大臣ヲ任命ス。</p>	<p>キ内閣総理大臣ヲ任命スルコト</p>
<p><b>第七條</b> 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p><b>四</b> 国会議員の総選挙の施行を公示すること。</p> <p><b>五</b> 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p>	<p>第六條 皇帝ハ内閣ノ輔弼及協賛ニ依リテノミ行動シ人民ニ代リテ国家ノ左ノ機能ヲ行フヘシ即国会ノ制定スル一切ノ法律、一切ノ内閣命令、此ノ憲法ノ一切ノ改正並ニ一切ノ条約及国際規約ニ皇璽ヲ欽シテ之ヲ公布ス</p> <p>国会ヲ召集ス</p> <p>国会ヲ解散ス</p> <p>総選挙ヲ命ス</p> <p>国务大臣、大使及其ノ他ノ国家ノ官吏ニシテ法律ノ規定ニ依リ其ノ任命又ハ囑託及辞職又ハ免職カ此ノ方法ニテ公証セラルヘキモノノ任命又ハ囑託及辞職又ハ免職ヲ公証ス</p> <p>大赦、恩赦、減刑、執行猶予及復権ヲ公証ス</p>	<p>第七條 天皇ハ内閣ノ輔弼ニ依リ国民ノ為ニ左ノ国务ヲ行フ。</p> <p>一 憲法改正、法律、閣令及条約ノ公布</p> <p>二 国会ノ召集</p> <p>三 衆議院ノ解散</p> <p>四 衆議院議員ノ総選挙ヲ行フベキ旨ノ命令</p> <p>五 国务大臣、大使及法律ノ定ムル所ニ依ル其ノ他ノ官吏ノ任免</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行ノ停止及復権</p>	<p>第七條 天皇ハ内閣ノ輔弼賛同ニ依リ国民ノ為ニ左ノ国务ヲ行フコト</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及条約ノ公布</p> <p>二 国会ノ召集</p> <p>三 衆議院ノ解散</p> <p>四 衆議院議員総選挙ヲ行フベキ旨ノ宣布</p> <p>五 国务大臣、大使及法律ノ定ムル其ノ他ノ官吏ノ任免ノ認証</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行ノ停止及復権ノ認証</p>

<p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を受け受すること。</p> <p>十 儀式を行ふこと。</p>	<p>榮譽ヲ授与ス</p> <p>外国ノ大使及公使ヲ受ク</p> <p>適當ナル式典ヲ執行ス</p>	<p>七 栄典ノ授与</p> <p>八 外国ノ大使及公使ノ引接</p> <p>九 式典ノ举行</p>	<p>七 栄典ノ授与</p> <p>八 外国ノ大使及公使ノ接受</p> <p>九 式典ノ举行</p>
<p><b>第八条</b> 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。</p>	<p>第七条 国会ノ許諾ナクシテハ皇位ニ金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ授与スルコトヲ得ス又皇位ハ何等ノ支出ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>第八条 皇室ニ対シ又ハ皇室ヨリスル財産ノ授受及収支ハ国会ノ承諾ナクシテ之ヲ為スコトヲ得ズ。</p>	<p>第八条 皇室ノ為ス金銭其ノ他ノ財産ノ授受ハ国会ノ議決ナクシテ之ヲ為スコトヲ得ザルコト</p>
<p><b>第二章 戦争の放棄</b></p> <p><b>第九条</b> 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p><b>第二章 戦争ノ廃棄</b></p> <p>第八条 国民ノ一主權トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス</p> <p>陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ</p>	<p><b>第二章 戦争ノ廃止</b></p> <p>第九条 戦争ヲ国権ノ発動ト認め武力ノ威嚇又ハ行使ヲ他国トノ間ノ争議ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ廃止ス。</p> <p>陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持及国ノ交戦権ハ之ヲ認めズ。</p>	<p><b>第二章 戦争ノ拋棄</b></p> <p>第九条 国ノ主權ノ発動トシテ行フ戦争及武力ニ依ル威嚇又ハ武力ノ行使ヲ他国トノ間ノ紛争ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ拋棄スルコト</p> <p>陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持ハ之ヲ許サズ国ノ交戦権ハ之ヲ認めザルコト</p>
<p><b>第三章 国民の権利及び義務</b></p>	<p><b>第三章 人民ノ権利及義務</b></p>	<p><b>第三章 国民ノ権利及義務</b></p>	<p><b>第三章 国民ノ権利及義務</b></p>

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。			
第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。	第九条 日本国ノ人民ハ何等ノ干渉ヲ受クルコト無クシテ一切ノ基本的人権ヲ享有スル権利ヲ有ス	第十条 国民ハ凡テノ基本的人権ノ享有ヲ妨ゲラルルコトナシ。此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人権ハ其ノ貴重ナル由来ニ鑑ミ、永遠ニ互ル不可侵ノ権利トシテ現在及将来ノ国民ニ賦与セラルベシ。	第十条 国民ハ凡テノ基本的人権ノ享有ヲ妨ゲラルルコトナキモノトシ此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人権ハ永遠ニ互ル不可侵ノ権利トシテ現在及将来ノ国民ニ賦与セラルベキコト
	<b>10条は現 97条の欄に移動</b>		
第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	第十一条 此ノ憲法ニ依リ宣言セラルル自由、権利及機会ハ人民ノ不断ノ監視ニ依リ確保セラルルモノニシテ人民ハ其ノ濫用ヲ防キ常ニ之ヲ共同ノ福祉ノ為ニ行使スル義務ヲ有ス	第十一条 此ノ憲法ノ保障スル自由及権利ノ享有ハ国民ノ不断ノ監視ニ依リテ保持セラルベク、国民ハ其ノ自由及権利ノ濫用ヲ自制シ常ニ公共ノ福祉ノ為ニ之ヲ利用スルノ義務ヲ負フ。	第十一条 此ノ憲法ノ保障スル自由及権利ハ国民ニ於テ不断ニ之ガ保持ニ努ムルト共ニ国民ハ其ノ濫用ヲ自制シ常ニ公共ノ福祉ノ為ニ之ヲ利用スルノ義務ヲ負フコト
第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	第十二条 日本国ノ封建制度ハ終止スヘシ一切ノ日本人ハ其ノ人類タルコトニ依リ個人トシテ尊敬セラルヘシ一般ノ福祉ノ限度内ニ於テ生命、自由及幸福探求ニ対スル其ノ権利ハ一切ノ法	第十二条 凡テノ国民ハ個人トシテ尊重セラルベク、其ノ生命、自由及幸福ノ追求ニ対スル権利ハ公共ノ福祉ニ抵触セザル限立法其ノ他諸般ノ国政ノ上ニ於テ最大ノ考慮ヲ払ハルベシ。	第十二条 凡テ国民ノ個性ハ之ヲ尊重シ其ノ生命、自由及幸福希求ニ対スル権利ニ付テハ公共ノ福祉ニ抵触セザル限り立法其ノ他ノ諸般ノ国政ノ上ニ於テ最大ノ考慮ヲ払フベキコト

	律及一切ノ政治的行為ノ至上考慮タルヘシ		
<p><b>第十四条</b> すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p><b>2</b> 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。</p> <p><b>3</b> 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p>	<p>第十三条 一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ政治的、経済的又ハ社会的關係ニ於テ人種、信条、性別、社会的身分、階級又ハ国籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルルコト無カルヘシ</p> <p>爾今以後何人モ貴族タルノ故ヲ以テ国又ハ地方ノ如何ナル政治的権力ヲモ有スルコト無カルヘシ</p> <p>皇族ヲ除クノ外貴族ノ権利ハ現存ノ者ノ生存中ヲ限り之ヲ廃止ス</p> <p>栄誉、勲章又ハ其ノ他ノ優遇ノ授與ニハ何等ノ特権モ附随セサルヘシ又右ノ授與ハ現ニ之ヲ有スル又ハ将来之ヲ受クル個人ノ生存中ヲ限り其ノ効力ヲ失フヘシ</p>	<p>第十三条 凡テノ国民ハ法律ノ下ニ平等ニシテ、人種、信条、性別、社会上ノ身分又ハ門閥ニ依リ政治上、経済上又ハ社会上ノ關係ニ於テ差別セラルルコトナシ。</p> <p>爵位、勲章其ノ他ノ栄典ハ特権ヲ伴フコトナシ。</p>	<p>第十三条 凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ人種、信条、性別、社会的地位、又ハ門地ニ依リ政治的、経済的又ハ社会的關係ニ於テ差別ヲ受クルコトナキコト</p> <p>将来何人ト雖モ華族タルノ故ヲ以テ国又ハ地方公共団体ニ於テ何等ノ政治的権力ヲモ有スルコトナク</p> <p>華族ノ地位ハ現存ノ者ノ生存中ニ限り之ヲ認ムルコトトシ</p> <p>栄誉、勲章又ハ其ノ他ノ栄典ノ授与ニハ何等ノ特権ヲ伴フコトナク此等ノ栄典ノ授与ハ現ニ之ヲ有シ又ハ将来之ヲ受クル者ノ一代ニ限り其ノ効力ヲ有スベキコト</p>
		(14条(外国人の権利)は GHQ 案	



		<b>16条の欄へ移動)</b>	
<p><b>第十五条</b> 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。</p> <p><b>2</b> すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。</p> <p><b>3</b> 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。</p> <p><b>4</b> すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。</p>	<p>第十四条 人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局的決定者ナリ彼等ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スル不可譲ノ権利ヲ有ス</p> <p>一切ノ公務員ハ全社会ノ奴僕ニシテ如何ナル団体ノ奴僕ニモアラス</p> <p>有ラユル選挙ニ於テ投票ノ秘密ハ不可侵ニ保タルヘシ選挙人ハ其ノ選択ニ関シ公的ニモ私的ニモ責ヲ問ハルルコト無カルヘシ</p>	<p>第十五条 官吏其ノ他ノ公務員ハ国家社会ノ公僕ニシテ、其ノ選任及解任ノ機能ノ根源ハ全國民ニ存ス。</p> <p>第十六条 凡テノ選挙ニ於テ投票ノ秘密ハ不可侵ニシテ、選挙人ハ其ノ為シタル被選挙人ノ選択ニ関シ責ヲ問ハルルコトナシ。</p>	<p>第十四条 国民ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スルノ権利ヲ専有スルコト</p> <p>公務員ハ凡テ全体ノ奉仕者ニシテ其ノ一部ノ奉仕者ニ非ザルコト</p> <p>凡ソ選挙ニ於ケル投票ノ秘密ハ之ヲ侵スベカラズ選挙人ハ其ノ選択ニ関シ公的ニモ私的ニモ責ヲ問ハルルコトナカルベキコト</p>
<p><b>第十六条</b> 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。</p>	<p>第十五条 何人モ損害ノ救済、公務員ノ罷免及法律、命令又ハ規則ノ制定、廃止又ハ改正ニ関シ平穩ニ請願ヲ為ス権利ヲ有ス又何人モ右ノ如キ請願ヲ主唱シタルコトノ為ニ如何ナル差別的待遇ヲモ受クルコト無カルヘシ</p>	<p>第十七条 凡テノ国民ハ損害ノ救済、公務員ノ罷免及法令ノ制度改廃ニ関シ請願ヲ為スノ権利ヲ有シ、之ヲ為シタルノ故ヲ以テ害悪ヲ加ヘラルルコトナシ。</p>	<p>第十五条 何人ト雖モ損害其ノ他ニ関スル救済、公務員ノ罷免及法律、命令又ハ規則ノ制定、廃止又ハ改正ニ関シ平穩ニ請願ヲ為ス権利ヲ有シ何人モ斯カル請願ヲ為シタルノ故ヲ以テ如何ナル差別待遇ヲモ受クルコトナキコト</p>
		<b>18条は現 20条の欄へ移動</b>	

<b>GHQ 案 16 条(外国人の権利)は削除</b>	第十六条 外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス	第十四条 外国人ハ均シク法律ノ保護ヲ受クルノ権利ヲ有ス。	
<b>第十七条</b> 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。			
<b>第十八条</b> 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。	第十七条 何人モ奴隷、農奴又ハ如何ナル種類ノ奴隷役務ニ服セシメラルルコト無カルヘシ犯罪ノ為ノ処罰ヲ除クノ外本人ノ意思ニ反スル服役ハ之ヲ禁ス		第十六条 何人ト雖モ如何ナル奴隷的役務ニモ服セシメラルルコトナク犯罪ニ因ル処罰ノ場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反スル苦役ハ之ヲ禁ズルコト
<b>第十九条</b> 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。	第十八条 思想及良心ノ自由ハ不可侵タルヘシ	第十九条 凡テノ国民ハ其ノ思想及良心ノ自由ヲ侵サルルコトナシ。	第十七条 思想及良心ノ自由ハ侵スベカラザルコト
<b>第二十条</b> 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。	第十九条 宗教ノ自由ハ何人ニモ保障セラル如何ナル宗教団体モ国家ヨリ特別ノ特権ヲ受クルコト無カルヘク又政治上ノ権限ヲ行使スルコト無カルヘシ	第十八条 凡テノ国民ハ信教ノ自由ヲ有シ、礼拝、祈祷其ノ他宗教上ノ行為ヲ強制セラルルコトナシ。	第十八条 信教ノ自由ハ何人ニ対シテモ之ヲ保障スルコトトシ如何ナル宗教団体モ国家ヨリ特権ヲ受クルコトナク且政治上ノ権力ヲ行使スルコトナカルベキコト
2 何人も、宗教上の行為、祝典、	何人モ宗教的ノ行為、祝典、式	宗教団体ハ政治ニ干与シ又ハ国	何人ト雖モ宗教上ノ行為、祝典、

<p>儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>	<p>典又ハ行事ニ参加スルコトヲ強制セラレサルヘシ</p> <p>国家及其ノ機関ハ宗教教育又ハ其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ為スヘカラス</p>	<p>ヨリ特権ヲ附与セラルルコトヲ得ズ。</p> <p>国及其ノ機関ハ宗教教育ノ実施其ノ他宗教上ノ活動ヲ為スコトヲ得ズ。</p>	<p>儀式又ハ行事ニ参加スルコトヲ強制セラレザルベキコト</p> <p>国及其ノ機関ハ宗教教育其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ為スベカラザルコト</p>
		<p>(19 条は現 19 条の欄に移動)</p>	
<p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>	<p>第二十条 集会、言論及定期刊行物並ニ其ノ他一切ノ表現形式ノ自由ヲ保障ス</p> <p>検閲ハ之ヲ禁シ通信手段ノ秘密ハ之ヲ侵ス可カラス</p>	<p>第二十条 凡テノ国民ハ安寧秩序ヲ妨ゲザル限ニ於テ言論、著作、出版、集会及結社ノ自由ヲ有ス。</p> <p>検閲ハ法律ノ特ニ定ムル場合ノ外之ヲ行フコトヲ得ズ。</p> <p>第二十一条 凡テノ国民ハ信書其ノ他ノ通信ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ。公共ノ安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル。</p>	<p>第十九条 集会、結社及言論、出版其ノ他一切ノ表現ノ自由ハ之ヲ保障シ</p> <p>検閲ハ之ヲ禁ジ通信ノ秘密ハ之ヲ侵スベカラザルコト</p>
		<p>(22 条(学問の自由)は現 23 条の欄に移動)</p> <p>(23 条(教育を受ける権利、義務)は現 26 条の欄に移動)</p> <p>(24 条(勤労の権利義務)は現 27 条に移動)</p>	

		(25条(勤労者団結権)は現28条に移動)	
<p><b>第二十二条</b> 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>	<p>第二十一条 結社、運動及住居選定ノ自由ハ一般ノ福祉ト抵触セサル範囲内ニ於テ何人ニモ之ヲ保障ス</p> <p>何人モ外国ニ移住シ又ハ国籍ヲ変更スル自由ヲ有ス</p>	<p>第二十六条 凡テノ国民ハ公共ノ福祉ニ抵触セザル限ニ於テ居住、移転及生業選択ノ自由ヲ有ス。</p> <p>国民ハ外国ニ移住シ又ハ国籍ヲ離脱スルノ自由ヲ侵サルルコトナシ。</p>	<p>第二十条 国民ハ凡テ公共ノ福祉ニ抵触セザル限り居住、移転及職業選択ノ自由ヲ有スルコト</p> <p>国民ハ外国ニ移住シ又ハ国籍ヲ離脱スルノ自由ヲ侵サルルコトナキコト</p>
<p><b>第二十三条</b> 学問の自由は、これを保障する。</p>	<p>第二十三条 学究上ノ自由及職業ノ選択ハ之ヲ保障ス</p>	<p>第二十三条 凡テノ国民ハ研學ノ自由ヲ侵サルルコトナシ。</p>	<p>第二十一条 国民ハ凡テ研學ノ自由ヲ保障セラルルコト</p>
<p><b>第二十四条</b> 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p>	<p>第二十三条 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス</p> <p>婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラレヘシ</p>	<p>第三十七条 婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦ガ同等ノ権利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキモノトス。</p>	<p>第二十三条 婚姻ハ両性双方ノ合意ニ基キテノミ成立シ且夫婦ガ同等ノ権利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキコト</p>

<p>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ</p> <p>配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質的平等ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ</p>		<p>配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ權威及両性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキコト</p>
<p><b>第二十五条</b> すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p>	<p>第二十四条 有ラユル生活範囲ニ於テ法律ハ社会的福祉、自由、正義及民主主義ノ向上発展ノ為ニ立案セラルヘシ</p> <p><b>24条④</b> 公共衛生ヲ改善スヘシ</p>		<p>第二十三条 法律ハ有ラユル生活分野ニ於テ社会ノ福祉及安寧、公衆衛生、自由、正義並ニ民主主義ノ向上発展ノ為ニ立案セラルベキコト</p>
	<p>(24条②は現26条2項の欄に移動)</p> <p>(24条③は現27条3項の欄に移動)</p> <p><b>25条⑤</b> 社会的安寧ヲ計ルヘシ</p>		

	(24条⑥は現27条2項の欄に移動)		
<p><b>第二十六条</b> すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p><b>2</b> すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p>	<p><b>24条②</b> 無償、普遍的且強制的ナル教育ヲ設立スヘシ</p>	<p>第二十三条 凡テノ国民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応ジ均シク教育ヲ受クルノ権利ヲ有ス。</p> <p>凡テノ国民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ保護スル児童ヲシテ普通教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ。其ノ教育ハ無償トス。</p>	<p>第二十四条 国民ハ凡テ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応ジ均シク教育ヲ受クルノ権利ヲ有スルコト</p> <p>国民ハ凡テ其ノ保護ニ係ル児童ヲシテ初等教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フモノトシ其ノ教育ハ無償タルコト</p>
<p><b>第二十七条</b> すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。</p> <p><b>2</b> 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。</p> <p><b>3</b> 児童は、これを酷使してはならない。</p>	<p>第二十五条 何人モ働ク権利ヲ有ス</p> <p><b>24条⑥</b> 労働条件、賃銀及勤務時間ノ規準ヲ定ムヘシ</p> <p><b>24条③</b> 児童ノ私利的酷使ハ之ヲ禁止スヘシ</p>	<p>第二十四条 凡テノ国民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ勤労ノ権利ヲ有ス。</p> <p>賃金、就業時間其ノ他勤労条件ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p> <p><b>29条②</b> 児童ノ虐使ハ之ヲ禁止ス。</p>	<p>第二十五条 国民ハ凡テ勤労ノ権利ヲ有スルコト</p> <p>賃金、就業時間其ノ他ノ勤労条件ニ関スル基準ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト</p> <p>児童ノ不当使用ハ之ヲ禁止スベキコト</p>
<b>第二十八条</b> 勤労者の団結する	第二十六条 労働者ガ団結、商	第二十五条 勤労者ハ法律ノ定	第二十六条 勤労者ノ団結及団

権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	議及集団行為ヲ為ス権利ハ之ヲ保障ス	ムル所ニ依リ団結ノ権利及団体交渉其ノ他ノ集団行動ヲ為スノ権利ヲ有ス。	体交渉其ノ他ノ集団行為ヲ為スノ権利ハ之ヲ保障スベキコト
		(26 条(居住職業選択の自由)は現 22 条に移動) (28 条(法定手続の保障)は現 31 条の欄へ移動)	
<p><b>第二十九条</b> 財産権は、これを侵してはならない。</p> <p><b>2</b> 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。</p> <p><b>3</b> 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。</p>	<p>第二十七条 財産ヲ所有スル権利ハ不可侵ナリ</p> <p>然レトモ財産権ハ公共ノ福祉ニ從ヒ法律ニ依リ定義セラルヘシ</p>	<p>第三十五条 凡テノ国民ハ其ノ財産権ヲ侵サルルコトナシ。</p> <p>財産権ノ内容及範囲ハ公共ノ福祉ニ反セザル限度ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p> <p>公共ノ福祉ノ為必要ナル処分ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。但シ公正ナル補償ヲ与フルコトヲ要ス。</p>	<p>第二十七条 財産権ハ侵サルルコトナキコト</p> <p>財産権ノ内容ハ法律ヲ以テ之ヲ定メ公共ノ福祉ニ適応セシムルコト</p> <p>私有財産ハ正当ナル補償ヲ以テ之ヲ公共ノ用ニ供セラルルコトアルベキコト</p>
		第三十六条 財産権ハ義務ヲ伴フ。其ノ行使ハ公共ノ福祉ノ為ニ為サザルベキモノトス。	
<p><b>GHQ 案</b></p> <p>(28 条の土地の国家所有は削除)</p> <p>(29 条の私有財産の正当対価での没収は削除)</p>	<p>第二十八条</p> <p>土地及一切ノ天然資源ノ究極的所有権ハ人民ノ集团的代表者トシテノ国家ニ帰属ス国家ハ土地</p>		

	<p>又ハ其ノ他ノ天然資源ヲ其ノ保存、開発、利用又ハ管理ヲ確保又ハ改善スル為ニ公正ナル補償ヲ払ヒテ収用スルコトヲ得</p> <p>第二十九条</p> <p>財産ヲ所有スル者ハ義務ヲ負フ其ノ使用ハ公共ノ利益ノ為タルヘシ国家ハ公正ナル補償ヲ払ヒテ私有財産ヲ公共ノ利益ノ為ニ収用スルコトヲ得</p>		
<p><b>第三十一条</b> 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。</p>	<p>第三十二条 何人モ国会ノ定ムル手続ニ依ルニアラサレハ其ノ生命若ハ自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコト無カルヘシ</p>	<p>第二十八条 凡テノ国民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ其ノ生命若ハ身体ノ自由ヲ奪ハレ又ハ処罰セラルルコトナシ。</p> <p>残虐ナル刑罰ハ之ヲ課スルコトヲ得ズ。</p>	<p>第三十条 何人ト雖モ国会ノ定ムル手続ニ依ルニ非ザレバ其ノ生命若ハ自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコトナカルベク何人モ裁判所ニ於テ裁判ヲ受クルノ権利ヲ奪ハルコトナカルベキコト</p>
<p><b>第三十二条</b> 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。</p>	<p><b>32条②</b> 又何人モ裁判所ニ上訴ヲ提起スル権利ヲ奪ハルコト無カルヘシ</p>	<p>第二十七条 凡テノ国民ハ法律ノ定ムル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルルコトナシ。</p>	
<p><b>第三十三条</b> 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ</p>	<p>第三十条 何人モ裁判所ノ当該官吏カ発給シ訴追ノ理由タル犯罪ヲ明示セル逮捕状ニ依ルニア</p>	<p>第三十条 何人ト雖モ現行犯罪ノ場合ヲ除クノ外正当ナル令状ニ依ルニ非ズシテ逮捕セラルル</p>	<p>第二十八条 何人ト雖モ現行犯トシテ逮捕セラルル場合ヲ除クノ外権限アル司法官憲ガ発スル</p>



理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。	ラスシテ逮捕セラルルコト無カルヘシ但シ犯罪ノ実行中ニ逮捕セラルル場合ハ此ノ限ニ在ラス	コトナク、 ② 且正当ノ理由ナクシテ拘禁セラルルコトナシ。 (30条③は現36条の欄に移動)	令状ニシテ訴追ノ理由タル犯罪ヲ明示スルモノニ依ルニ非ザレバ逮捕セラルルコトナキコト
		(31条(一事不再理)は現39条の欄に移動) (32条(自白強制の禁止)は現38条の欄に移動) (33条(事後法の禁止)は現39条の欄に移動)	
<p><b>第三十四条</b> 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、</p> <p>要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。</p>	<p><b>第三十一条</b> 何人モ訴追ノ趣旨ヲ直チニ告ケラルルコト無ク又ハ直チニ弁護人ヲ依頼スル特権ヲ與ヘラルルコト無クシテ逮捕又ハ拘留セラレサルヘシ何人モ交通禁断者トセラルルコト無カルヘシ何人モ適當ナル理由無クシテ拘留セラレサルヘシ</p> <p>要求アルトキハ右理由ハ公開廷ニテ本人及其ノ弁護人ノ面前ニ於テ直チニ開示セラルヘシ</p>		<p><b>第二十九条</b> 何人ト雖モ訴追ノ趣旨ヲ直チニ告ゲラルルコトナク又ハ直ニ弁護人ニ依頼スルノ権利ヲ与ヘラルルコトナクシテ逮捕又ハ拘留セラルルコトナク何人モ正当ノ理由ナクシテ拘留セラルルコトナク</p> <p>要求アルトキハ其ノ理由ハ直ニ本人及其ノ弁護人ノ出席スル公開ノ法廷ニ於テ之ヲ示スベキコト</p>
	(32条①は現31条の欄に移動)	第二十九条 凡テノ国民ハ種類	

	(32条②)は32条に移動)	ノ如何ヲ問ハズ其ノ意ニ反シテ 役務ニ服セシメラルルコトナク、 且刑罰ノ場合ヲ除クノ外苦役ヲ 強制セラルルコトナシ。	
<p><b>第三十五条</b> 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。</p> <p>2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。</p>	<p>第三十三条 人民カ其ノ身体、家庭、書類及所持品ニ対シ侵入、搜索及押収ヨリ保障セラルル権利ハ相当ノ理由ニ基キテノミ発給セラレ殊ニ搜索セラルヘキ場所及拘禁又ハ押収セラルヘキ人又ハ物ヲ表示セル司法逮捕状ニ依ルニアラスシテ害セラルルコト無カルヘシ</p> <p>各搜索又ハ拘禁若ハ押収ハ裁判所ノ当該官吏ノ発給セル各別ノ逮捕状ニ依リ行ハルヘシ</p>	<p>第三十四条 凡テノ国民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルルコトナシ。緊急ノ場合ヲ除クノ外住所ノ侵入、搜索及押収ハ正当ナル令状ニ基クニ非ザレバ之ヲ為ストコトヲ得ズ。</p>	<p>第三十一条 国民ガ其ノ身体、家庭、書類及所持品ニ付侵入、搜索、拘禁及押収ヲ受ケザル権利ハ相当ノ理由ニ基キ且搜索スベキ場所及拘禁又ハ押収スベキ人又ハ物ヲ明示スル令状ヲ発スルニ非ザレバ侵サルルコトナカルベキコト</p> <p>搜索又ハ拘禁若ハ押収ハ権限アル司法官憲ノ発スル各別ノ令状ニ依リ之ヲ行フベキコト</p>
<p><b>第三十六条</b> 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p>	<p>第三十四条 公務員ニ依ル拷問ハ絶対ニ之ヲ禁ス</p> <p>第三十五条 過大ナル保釈金ヲ要求スヘカラス又残虐若ハ異常ナル刑罰ヲ科スヘカラス</p>	<p><b>30条③</b> 拷問ハ之ヲ禁止ス</p>	<p>第三十二条 公務員ニ依ル拷問及残虐ナル刑罰ハ絶対ニ之ヲ禁ズベキコト</p>

<p><b>第三十七条</b> すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p> <p><b>2</b> 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。</p> <p><b>3</b> 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。</p>	<p>第三十六条 一切ノ刑事訴訟事件ニ於テ被告人ハ公平ナル裁判所ノ迅速ナル公開裁判ヲ受クル権利ヲ享有スヘシ</p> <p>刑事被告人ハ一切ノ証人ヲ反対訊問スル有ラユル機会ヲ與ヘラルヘク又自己ノ為ノ証人ヲ公費ヲ以テ獲得スル強制的な手続ニ対スル権利ヲ有スヘシ</p> <p>被告人ハ常ニ資格アル弁護人ヲ依頼シ得ヘク若シ自己ノ努力ニ依リ弁護人ヲ得ル能ハサルトキハ政府ニ依リ弁護人ヲ附添セラルヘシ</p>		<p>第三十三条 凡ソ刑事事件ニ於テハ被告人ハ公平ナル裁判所ノ迅速ナル公開裁判ヲ受クルノ権利ヲ享有スベキコト</p> <p>刑事被告人ハ総テノ証人ニ対シ訊問ノ行ハルル有ラユル機会ヲ与ヘラレ且公費ヲ以テ自己ノ為ニ証人ヲ求ムルノ強制的な手続ニ付テノ権利ヲ有スベキコト</p> <p>被告人ハ如何ナル場合ニ於テモ資格アル弁護人ヲ依頼シ得ベク若シ自ラ之ヲ依頼スルコト能ハザルトキハ国ニ於テ之ヲ附スルモノトスルコト</p>
	<p>第三十七条 何人モ管轄権有ル裁判所ニ依ルニアラサレハ有罪ト宣言セラルルコト無カルヘシ</p> <p><b>(②は現 39 条の欄に移動)</b></p>		
<p><b>第三十八条</b> 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p> <p><b>2</b> 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しく</p>	<p>第三十八条 何人モ自己ニ不利益ナル証言ヲ為スコトヲ強要セラレサルヘシ</p> <p>自白ハ強制、拷問若ハ脅迫ノ下ニ為サレ又ハ長期ニ亘ル逮捕若</p>	<p>第三十二条 何人ト雖モ自白又ハ自己ノ不利益ナル証言ヲ為スコトヲ強制セラルルコトナシ。</p> <p>自白ガ直接又ハ間接ニ強制、拷問又ハ脅迫ノ下ニ為サレタルトキ</p>	<p>第三十四条 何人ト雖モ自己ニ不利益ナル証言ヲ強要セラレザルコト</p> <p>強制、拷問若ハ脅迫ノ下ニ又ハ長期ノ逮捕若ハ拘禁ノ後ニ為シタ</p>

<p>は拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。</p> <p><b>3</b> 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。</p>	<p>ハ拘留ノ後ニ為サレタルトキハ証拠トシテ許容セラレサルヘシ</p> <p>何人モ自己ニ不利益ナル唯一ノ証拠カ自己ノ自白ナル場合ニ於テハ有罪ノ判決又ハ刑ノ宣告ヲ受クルコト無カルヘシ</p>	<p>ハ証拠トシテ之ヲ認ムルコトヲ得ズ。</p> <p>自白ノ外他ニ犯罪ノ証拠ナキ者ニ対シテハ有罪ノ判決ヲ為スコトヲ得ズ</p>	<p>ル自白ハ之ヲ証拠ト為スヲ得ザルコト</p> <p>何人ト雖モ自己ニ不利益ナル唯一ノ証拠ガ本人ノ自白ナル場合ニ於テハ有罪トセラレ又ハ処罰セラルベキコトナカルベキコト</p>
<p><b>第三十九条</b> 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。</p> <p>又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p>	<p>第三十九条 何人モ実行ノ時ニ於テ合法ナリシ行為ニ因リ刑罰ヲ科セラルルコト無カルヘシ</p> <p><b>37条②</b> 何人モ同一ノ犯罪ニ因リ再度厄ニ遭フコト無カルヘシ</p>	<p>第三十三条 何人ト雖モ適法ノ行為ニ付後日遡及シテ処罰セラルルコトナシ。</p> <p>第三十一条 何人ト雖モ裁判所ノ判決確定後ニ於テ同一ノ刑事事件ニ付再ビ審理セラルルコトナシ。但シ法律ノ定ムル再審ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ。</p>	<p>第三十五条 何人ト雖モ実行ノ時ニ於テ適法ナリシ行為又ハ既に無罪トセラレタル行為ニ因リ刑事上ノ責任ヲ問ハルルコトナカルベキモノトスルコト</p>
<p><b>第四十条</b> 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>			
		<p>(37条(婚姻の自由)は現 24条の欄に移動)</p>	
		<p>第三十八条 凡テ国民生活ニ関</p>	

		スル法令ハ自由ノ保障、正義ノ昂揚並ニ公共ノ福祉及民主主義ノ向上発展ヲ旨トシテ之ヲ定ムルコトヲ要ス。	
<b>第四章 国会</b> <b>第四十一条</b> 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。	<b>第四章 国会</b> <b>第四十条</b> 国会ハ国家ノ権力ノ最高ノ機関ニシテ国家ノ唯一ノ法律制定機関タルヘシ	<b>第四章 国会</b> <b>第三十九条</b> 国会ハ国権ノ最高機関ニシテ立法権ヲ行フ。	<b>第四章 国会</b> <b>第三十六条</b> 国会ハ国権ノ最高機関ニシテ国ノ唯一ノ立法機関トスルコト
<b>第四十二条</b> 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。 <b>2</b> 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。 <b>(GHQ 案一院制は不採用)</b>	<b>第四十一条</b> 国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ越エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス	<b>第四十条</b> 国会ハ衆議院及参議院ノ両院ヲ以テ成立ス。  衆議院議員ノ員数ハ三百人乃至五百人ノ間ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ム。 <b>45 条②</b> 参議院議員ノ員数ハ二百人乃至三百人ノ間ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ム。	<b>第三十七条</b> 国会ハ衆議院及参議院ノ両院ヲ以テ構成スルコト  <b>38 条②</b> 両議院ノ議員ノ員数ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト
<b>第四十三条</b> 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。		<b>第四十一条</b> 衆議院ハ選挙セラレタル議員ヲ以テ組織ス。	<b>第三十八条</b> 両議院ハ国民ニ依リ選挙セラレ全国民ヲ代表スル議員ヲ以テ之ヲ組織スルコト <b>(②は現 42 条 2 項の欄へ移動)</b>
<b>第四十四条</b> 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれ	<b>第四十二条</b> 選挙人及国会議員候補者ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ	<b>第四十二条</b> 衆議院議員ノ選挙人及候補者タル資格ハ法律ヲ以	<b>第三十九条</b> 両議院ノ議員及其ノ選挙人タルノ資格ハ法律ヲ以

を定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。	定ムヘシ而シテ右資格ヲ定ムルニ当リテハ性別、人種、信条、皮膚色又ハ社会上ノ身分ニ因リ何等ノ差別ヲ為スヲ得ス	テ之ヲ定ム。但シ性別、人種、信条又ハ社会上ノ身分ニ依リテ差別ヲ附スルコトヲ得ズ。	テ之ヲ定ムルコト但シ性別、人種、信条又ハ社会的地位ニ依リテ差別ヲ附スルコトヲ得ザルコト
<b>第四十五条</b> 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。	第四十五条 国会議員ノ任期ハ四年トス然レトモ此ノ憲法ノ規定スル国会解散ニ因リ満期以前ニ終了スルコトヲ得	第四十三条 衆議院議員ノ任期ハ四年トス。但シ衆議院ノ解散ニ依リ其ノ満期前ニ終了スルコトヲ妨ゲズ。	第四十条 衆議院議員ノ任期ハ四年トスルコト但シ衆議院解散ノ場合ニ於テハ其ノ期間満了前ニ終了スルコト
		<b>(44条は現47条の欄に移動)</b>	<b>(41条は現47条の欄に移動)</b>
<b>第四十六条</b> 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。		第四十六条 参議院議員ノ任期ハ第一期ノ議員ノ半数ニ当ル者ノ任期ヲ除クノ外六年トシ、各種ノ議員ニ付三年毎ニ其ノ半数ヲ改選ス。	第四十二条 参議院議員ノ任期ハ第一期ノ議員ノ半数ニ当ル者ノ任期ヲ除クノ外六年トシ三年毎ニ議員ノ半数ヲ改選スルコト
<b>第四十七条</b> 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	第四十六条 選挙、任命及投票ノ方法ハ法律ニ依リ之ヲ定ムヘシ	第四十四条 衆議院議員ノ選挙、選挙区及投票ノ方法ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。	第四十一条 両議院ノ議員ノ選挙、選挙区及投票ノ方法ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト
<b>第四十八条</b> 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。		第四十八条 何人ト雖モ同時ニ両議院ノ議員タルコトヲ得ズ。	第四十三条 何人ト雖モ同時ニ両議院ノ議員タルコトヲ得ザルコト
		第四十五条 参議院ハ地域別又ハ職能別ニ依リ選挙セラレタル	

		議員及内閣ガ両議院ノ議員ヨリ成ル委員会ノ決議ニ依リ任命スル議員ヲ以テ組織ス。 (②は現 42 条 2 項の欄に移動)	
		第四十七条 参議院議員ノ選挙又ハ任命、各種議員ノ員数及其ノ候補者タル資格ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。	
		(48 条は現 48 条の欄に移動)	
第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。	第四十三条 国会議員ハ国庫ヨリ法律ノ定ムル適当ノ報酬ヲ受クヘシ	第四十九条 両議院ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ国庫ヨリ相当額ノ歳費ヲ受ク。	第四十四条 両議院ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ国庫ヨリ相当額ノ歳費ヲ受クルコト
第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。	第四十四条 国会議員ハ法律ノ規定スル場合ヲ除クノ外如何ナル場合ニ於テモ国会ノ議事ニ出席中又ハ之ニ出席スル為ノ往復ノ途中ニ於テ逮捕セラルルコト無カルヘク	第五十条 両議院ノ議員ハ法律ノ定ムル場合ヲ除クノ外国会ノ会期中逮捕セラルルコトナシ。会期前ニ逮捕セラレタル議員ハ其ノ院ノ要求アルトキハ会期中之ヲ釈放スベシ。	第四十五条 両議院ノ議員ハ法律ノ定ムル場合ヲ除クノ外国会ノ会期中逮捕セラルルコトナク会期前ニ逮捕セラレタル議員ハ其ノ院ノ要求アルトキハ会期中之ヲ釈放スベキコト
第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。	44 条② 又国会ニ於ケル演説、討議又ハ投票ニ因リ国会以外ニ於テ法律上ノ責ヲ問ハルルコト無カルヘシ	第五十一条 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ為シタル演説、討議又ハ表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ。	第四十六条 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ為シタル演説、討論又ハ表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナキコト

	(45条は現45条の欄に移動) (46条は現47条の欄に移動)		
<b>第五十二条</b> 国会の常会は、毎年一回これを召集する。	第四十七条 国会ハ少クトモ毎年一回之ヲ召集スヘシ	第五十二条 国会ハ少クトモ毎年一回之ヲ召集ス。	第四十七条 国会ハ少クトモ毎年一回之ヲ召集スルコト
<b>第五十三条</b> 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。	第四十八条 内閣ハ臨時議会ヲ召集スルコトヲ得国会議員ノ二割ヨリ少カラサル者ノ請願アリタルトキハ之ヲ召集スルコトヲ要ス	第五十三条 内閣ハ臨時議会ヲ召集スルコトヲ得。各議院議員ノ総員四分ノ一以上ニ当ル者ノ要求アリタルトキハ之ヲ召集スルコトヲ要ス。	第四十八条 内閣ハ国会ノ臨時会ノ召集ヲ決定スルコトヲ得ルモノトシ何レカノ議院ノ総議員四分ノ一以上ニ当ル者ノ要求アリタルトキハ其ノ召集ヲ決定スルコトヲ要スルコト
<b>第五十四条</b> 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。  2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求		第五十四条 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ解散ノ日ヲ距ル三十日乃至四十日ノ期間内ニ衆議院議員ノ総選挙ヲ行ヒ、其ノ選挙ノ日ヨリ三十日以内ニ国会ヲ召集スベシ。 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ参議院ハ同時ニ閉会セラルベシ。 第七十六条 衆議院ノ解散其ノ他ノ事由ニ因リ国会ヲ召集スルコト能ハザル場合ニ於テ公共ノ安全ヲ保持スル為特ニ緊急ノ必	第四十九条 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ解散ノ日ヨリ四十日以内ニ衆議院議員ノ総選挙ヲ行ヒ其ノ選挙ノ日ヨリ三十日以内ニ国会ヲ召集スベキコト  衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ参議院ハ同時ニ閉会セラルベキモノトスルコト



<p>めることができる。</p> <p><b>3</b> 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。</p>		<p>要アルトキハ、内閣ハ事後ニ於テ国会ノ協賛ヲ得ルコトヲ条件トシテ法律又ハ予算ニ代ルベキ閣令ヲ制定スルコトヲ得。</p>	
<p><b>第五十五条</b> 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p>	<p>第四十九条 国会ハ選挙及議員ノ資格ノ唯一ノ裁決者タルヘシ当選ノ証明ヲ有スルモ其ノ効力ニ疑アル者ノ当選ヲ拒否セントスルトキハ出席議員ノ多数決ニ依ルヲ要ス</p>	<p>第五十六条 両議院ハ各々其ノ議員ノ選挙、任命又ハ資格ニ関スル争訟ヲ裁判ス。</p> <p>議員タルコトヲ証セラレタル者ノ地位ヲ剥夺スル裁判ヲ為スニハ出席議員ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ議決ヲ為スコトヲ要ス。</p>	<p>第五十条 両議院ハ各々其ノ議員ノ選挙又ハ資格ニ関スル争訟ヲ裁判スルコト</p> <p>当選シタルコトヲ証セラレタル者ノ議席ヲ失ハシムルニハ出席議員三分ノ二以上ノ多数ニ依ル議決ヲ為スコトヲ要スルコト</p>
		<p>第五十五条 衆議院ハ同一事由ニ基キ重ネテ之ヲ解散スルコトヲ得ズ。</p>	
<p><b>第五十六条</b> 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。</p> <p><b>2</b> 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、</p>	<p>第五十条 議事ヲ行フニ必要ナル定足数ハ議員全員ノ三分ノ一ヨリ少カラサル数トス</p> <p>此ノ憲法ニ規定スル場合ヲ除クノ外国会ノ行為ハ凡ヘテ出席議</p>	<p>第五十七条 両議院ハ各々其ノ総員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ズ。</p> <p>両議員ノ議事ハ此ノ憲法ニ特例ヲ定メタル場合ヲ除クノ外出席</p>	<p>第五十一条 両議院ハ各々其ノ総員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ザルコト</p> <p>両議院ノ議事ハ此ノ憲法ニ特例ヲ定メタル場合ヲ除クノ外出席</p>

<p>出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>員ノ多数決ニ依ルヘシ可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル</p>	<p>議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル。</p>	<p>議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ルコト</p>
<p><b>第五十七条</b> 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p><b>2</b> 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。</p> <p><b>3</b> 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。</p>	<p>第五十三条 国会ノ議事ハ之ヲ公開スヘク秘密会議ハ之ヲ開クコトヲ得ス</p> <p>国会ハ其ノ議事ノ記録ヲ保存シ且発表スヘク一般公衆ハ此ノ記録ヲ入手シ得ヘシ</p> <p>出席議員ニ割ノ要求アルトキハ議題ニ対スル各議員ノ賛否ヲ議事録ニ記載スヘシ</p>	<p>第五十八条 両議院ノ議事ハ公開ス。秘密会ヲ開クコトヲ得ズ。</p> <p>両議院ハ其ノ議事ノ記録ヲ保存シ、且之ヲ公刊シテ公衆ニ頒布スベシ。</p> <p>出席議員ノ五分ノ一以上ノ要求アルトキハ議案ニ対スル各議員ノ賛否ヲ議事録ニ記載スベシ。</p>	<p>第五十二条 両議院ノ議事ハ公開シ秘密会ヲ開クコトヲ得ザルコト</p> <p>両議院ハ其ノ議事ノ記録ヲ保存シ、且之ヲ公刊シテ一般ニ頒布スベキコト</p> <p>出席議員ノ五分ノ一以上ノ要求アルトキハ各議員ノ表決ハ之ヲ議事録ニ記載スベキコト</p>
<p><b>第五十八条</b> 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。</p> <p><b>2</b> 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出</p>	<p>第五十一条 国会ハ議長及其ノ他ノ役員ヲ選定スヘシ</p> <p>国会ハ議事規則ヲ定メ並ニ議員ヲ無秩序ナル行動ニ因リ処罰及除名スルコトヲ得</p> <p>議員除名ノ動議有リタル場合ニ之ヲ実行セントスルトキハ出席</p>	<p>第五十九条 両議院ハ各々議長其ノ他ノ役員ヲ選任ス。</p> <p>両議院ハ各々其ノ会議及議事ニ関スル規則ヲ定メ、議員ニシテ紀律ヲ乱ルモノアルトキハ之ヲ処罰スルコトヲ得。但シ議員ヲ除名スルニハ出席議員三分ノ二以上</p>	<p>第五十三条 両議院ハ各々議長其ノ他ノ役員ヲ選任スルコト</p> <p>両議院ハ各々其ノ会議及議事ニ関スル規則ヲ定メ議員ニシテ紀律ヲ紊ルモノアルトキハ之ヲ処罰スルコトヲ得ルコト但シ議員ヲ除名スルニハ出席議員三分ノ</p>

<p>席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p>	<p>議員ノ三分ノ二ヨリ少カラサル者ノ賛成ヲ要ス</p>	<p>ノ多数ヲ以テ議決ヲ為スコトヲ要ス。</p>	<p>二以上ノ多数ヲ以テ議決ヲ為スコトヲ要スルコト</p>
<p><b>第五十九条</b> 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p> <p><b>2</b> 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。</p> <p><b>3</b> 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。</p> <p><b>4</b> 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したもの</p>	<p><b>第五十二条</b> 法律ハ法律案ニ依ルニアラサレハ之ヲ議決スルコトヲ得ス</p>	<p><b>第六十条</b> 凡テ法律ハ法律案ニ依ルニ非ザレバ之ヲ議決スルコトヲ得ズ。</p> <p>法律案ハ両議院ニ於テ可決セラレタルトキ法律トシテ成立ス。</p> <p>衆議院ニ於テ引続キ三回可決シテ参議院ニ移シタル法律案ハ衆議院ニ於テ之ニ関スル最初ノ議事ヲ開キタル日ヨリ二年ヲ経過シタルトキハ参議院ノ議決アル</p>	<p><b>第五十四条</b> 法律案ハ此ノ憲法ニ特別ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外両議院ニ於テ可決シタル時法律トシテ成立スルコト</p> <p>衆議院ニ於テ可決シ参議院ニ於テ否決シタル法律案ハ衆議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ再度可決スルトキハ法律トシテ成立スルモノトスルコト</p> <p>参議院ガ衆議院ノ可決シタル法律案ヲ受領シタル後議会休会中ノ期間ヲ除キ六十日以内ニ議決ヲ為スニ至ラザルトキハ衆議院ハ参議院ガ右法律案ヲ否決シタ</p>

とみなすことができる。		ト否トヲ問ハズ法律トシテ成立ス。	ルモノト看做スコトヲ得ルコト
<p><b>第六十条</b> 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。</p> <p><b>2</b> 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p>		<p><b>第六十一条</b> 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ。</p> <p>参議院ニ於テ衆議院ト異リタル議決ヲ為シタル場合ニ於テ、法律ノ定ムル所ニ依リ両議院ノ協議会ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ国会ノ決議トス。</p>	<p><b>第五十五条</b> 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スベキコト</p> <p>予算ニ関シ参議院ニ於テ衆議院ト異リタル議決ヲ為シタル場合ニ於テ、法律ノ定ムル所ニ依リ両議院ノ協議会ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ国会ノ決議トスルコト</p>
<p><b>第六十一条</b> 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。</p>		<p><b>第六十二条</b> 前条第二項ノ規定ハ条約、国際約定及協定ノ締結ニ要スル国会ノ協賛ニ付之ヲ準用ス。</p>	<p><b>第五十六条</b> 条約、国際約定及協定ノ締結ニ要スル国会ノ協賛ニ付テモ亦前記第五十五第二項ニ準ズルコト</p>
<p><b>第六十二条</b> 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p>	<p><b>第五十四条</b> 国会ハ調査ヲ行ヒ証人ノ出頭及証言供述並ニ記録ノ提出ヲ強制シ且之ニ応セサル者ヲ処罰スル権限ヲ有スヘシ</p>	<p><b>第六十三条</b> 両議院ハ各々国務ニ関スル調査ヲ為シ、之ニ関スル証人ノ出頭、証言ノ供述及記録ノ提出ヲ要求スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニ依</p>	<p><b>第五十七条</b> 両議院ハ各々国務ニ関スル調査ヲ為シ之ニ関スル証人ノ出頭、証言ノ供述及記録ノ提出ヲ要求スルコトヲ得ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ法律ノ定</p>

		リ其ノ要求ニ応ゼザル者ヲ処罰スルコトヲ得。	ムル所ニ依リ其ノ要求ニ応ゼザル者ヲ処罰スルコトヲ得ルモノトスルコト
<b>第六十三条</b> 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。	<b>第五十六条</b> 総理大臣及国務大臣ハ国会ニ議席ヲ有スルト否トニ拘ハラズ何時ニテモ法律案ヲ提出シ討論スル目的ヲ以テ出席スルコトヲ得質問ニ答弁スルコトヲ要求セラレタルトキハ出席スヘシ	<b>第六十四条</b> 内閣総理大臣及国務各大臣ハ両議院ノ一ニ議席ヲ有スルト否トヲ問ハズ何時タリトモ法律案ニ付討論ヲ為ス為出席スルコトヲ得。質問又ハ質疑ニ対スル答弁ヲ要求セラレタルトキハ出席スルコトヲ要ス。	<b>第五十八条</b> 内閣総理大臣及国務各大臣ハ両議院ノ一ニ議席ヲ有スルト否トヲ問ハズ何時ニテモ法律ニ付討論ヲ為ス為出席スルコトヲ得ルモノトシ答弁又ハ説明ノ為出席ヲ求メラレタルトキハ出席スルコトヲ要スルコト
<b>第六十四条</b> 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 <b>2</b> 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。	<b>第五十八条</b> 国会ハ罷免訴訟ノ被告タル司法官ヲ裁判スル為議員中ヨリ弾劾裁判所ヲ構成スヘシ	<b>第六十五条</b> 国会ハ罷免ノ訴追ヲ受ケタル裁判官ヲ裁判スル為両議院ノ議員ヲ以テ組織スル弾劾裁判所ヲ構成スベシ。	<b>第五十九条</b> 国会ハ罷免ノ訴追ヲ受ケタル裁判官ヲ裁判スル為両議院ノ議員ヲ以テ組織スル弾劾裁判所ヲ設クベキモノトシ弾劾ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト
	<b>第五十九条</b> 国会ハ此ノ憲法ノ規定ヲ施行スル為必要ニシテ適当ナル一切ノ法律ヲ制定スヘシ	<b>第六十六条</b> 国会ハ此ノ憲法ノ規定ヲ施行スルニ必要ナル凡テノ法律ヲ制定スベシ。	
			<b>第六十条</b> 衆議院ハ此ノ憲法ノ実施ノ日ヨリ参議院ノ正式ニ成

			立スル迄ノ間国会トシテノ権限ヲ行フモノトスルコト
	(55条は現67条の欄に移動) (56条は現63条の欄に移動) (57条は現69条の欄に移動) (58条は現64条の欄に移動) (59条は3月2日日本案66条の欄に移動)		
<b>第五章 内閣</b> <b>第六十五条</b> 行政権は、内閣に属する。	<b>第五章 内閣</b> 第六十条 行政権ハ内閣ニ帰属ス	<b>第五章 内閣</b> 第六十七条 行政権ハ内閣之ヲ行フ。	<b>第五 内閣</b> 第六十一条 行政権ハ内閣之ヲ行フコト
<b>第六十六条</b> 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。 <b>2</b> 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。 <b>3</b> 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。	第六十一条 内閣ハ其ノ首長タル総理大臣及国会ニ依リ授權セラルル其ノ他ノ国务大臣ヲ以テ構成ス  内閣ハ行政権ノ執行ニ当リ国会ニ対シ集团的ニ責任ヲ負フ	第六十八条 内閣ハ其ノ首長タル内閣総理大臣及其ノ他ノ国务大臣ヲ以テ組織ス。  内閣ハ行政権ノ行使ニ付国会ニ対シ連帯シテ其ノ責ニ任ス。	第六十二条 内閣ハ其ノ首長タル内閣総理大臣及法律ヲ以テ定ムル其ノ他ノ国务大臣ヲ以テ組織スルコト  内閣ハ行政権ノ行使ニ付国会ニ対シ連帯シテ其ノ責ニ任ズルコト
<b>第六十七条</b> 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、こ	第五十五条 国会ハ出席議員ノ多数決ヲ以テ	第六十九条 内閣総理大臣ハ国会ノ決議ヲ以テ選定ス。此ノ選定	第六十三条 内閣総理大臣ハ国会ノ決議ヲ以テ選定スルコト此

<p>れを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。</p> <p><b>2</b> 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p>	<p>総理大臣ヲ指定スヘシ総理大臣ノ指定ハ国会ノ他ノ一切ノ事務ニ優先シテ行ハルヘシ</p> <p>国会ハ諸般ノ国务大臣ヲ設定スヘシ</p>	<p>ノ議事ハ他ノ凡テノ議事ニ先チ之ヲ行フベシ。</p> <p>衆議院ト参議院トガ異リタル選定ヲ為シタル場合ニ於テ、法律ノ定ムル所ニ依リ両議院ノ協議会ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ国会ノ決議トス。</p>	<p>ノ選定ハ他ノ凡テノ議事ニ先チ之ヲ行フベキコト</p> <p>衆議院ト参議院トガ異リタル選定ヲ為シタル場合ニ於テ法律ノ定ムル所ニ依リ両議院ノ協議会ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ国会ノ決議トスルコト</p>
<p><b>第六十八条</b> 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。</p> <p><b>2</b> 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。</p>	<p>第六十二条 総理大臣ハ国会ノ輔弼及協賛ヲ以テ国务大臣ヲ任命スヘシ</p> <p>総理大臣ハ個々ノ国务大臣ヲ任意ニ罷免スルコトヲ得</p>	<p>第七十条 内閣総理大臣ハ国会ノ協賛ヲ以テ国务大臣ヲ選定ス。此ノ協賛ニ付テハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス。</p> <p>内閣総理大臣ハ任意ニ国务大臣ノ罷免ヲ決定スルコトヲ得。</p>	<p>第六十四条 内閣総理大臣ハ国会ノ協賛ヲ以テ国务大臣ヲ選定スルコト此ノ協賛ニ付テハ前記第六十三第二項ニ準ズルコト</p> <p>内閣総理大臣ハ任意ニ国务大臣ノ罷免ヲ決定スルコトヲ得ルコト</p>
<p><b>第六十九条</b> 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限</p>	<p>第五十七条</p> <p>内閣ハ国会カ全議員ノ多数決ヲ以テ不信任案ノ決議ヲ通過シタル後又ハ信任案ヲ通過セザリシ</p>	<p>第七十一条 内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ否決シタルトキハ十日以内ニ衆議院ヲ解散セザ</p>	<p>第六十五条 内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ可決セザルトキハ十日以内ニ衆議院ノ解散ナキ</p>

り、総辞職をしなければならない。	後十日以内ニ辞職シ又ハ国会ニ解散ヲ命スヘシ国会カ解散ヲ命セラレタルトキハ解散ノ日ヨリ三十日ヨリ少カラス四十日ヲ超エサル期間内ニ特別選挙ヲ行フヘシ新タニ選挙セラレタル国会ハ選挙ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ召集スヘシ	ル限り総辞職ヲ為スコトヲ要ス。	限り総辞職ヲ為スコトヲ要スルコト
<b>第七十条</b> 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。	第六十三条 総理大臣欠員ト為リタルトキ又ハ新国会ヲ召集シタルトキハ内閣ハ総辞職ヲ為スヘク新総理大臣指名セラルヘシ	第七十二条 内閣総理大臣欠クルニ至リタルトキ又ハ衆議院議員ノ任期満了ニ因ル総選挙ノ後ニ於テ初メテ国会ノ召集アリタルトキハ内閣ハ総辞職ヲ為スコトヲ要ス。	第六十六条 内閣総理大臣欠クルニ至リタルトキ又ハ衆議院議員総選挙ノ後ニ於テ初メテ国会ノ召集アリタルトキハ内閣ハ総辞職ヲ為スコトヲ要スルコト
<b>第七十一条</b> 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。	<b>63条②</b> 右指名アルマテハ内閣ハ其ノ責務ヲ行フヘシ	第七十三条 前二条ノ場合ニ於テハ内閣ハ新ニ内閣総理大臣ノ任命セラルル迄ノ間仍其ノ職務ヲ行フベシ。	第六十七条 前記第六十五及第六十六ノ場合ニ於テハ内閣ハ新ニ内閣総理大臣ノ任命セラルル迄ノ間仍其ノ職務ヲ行フコト
<b>第七十二条</b> 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。	第六十四条 総理大臣ハ内閣ニ代リテ法律案ヲ提出シ一般国務及外交関係ヲ国会ニ報告シ並ニ行政ノ各部及各支部ノ指揮及監督ヲ行フ	第七十四条 内閣総理大臣ハ内閣ヲ代表シテ法律案ヲ提出シ、一般国務及外交関係ノ状況ヲ国会ニ報告シ、且行政各部ヲ監視董督ス。	第六十八条 内閣総理大臣ハ内閣ヲ代表シテ法律案ヲ提出シ、一般国務及外交関係ノ状況ヲ国会ニ報告シ並ニ行政各部ヲ監視董督スルコト



<p><b>第七十三条</b> 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。</p> <p>五 予算を作成して国会に提出すること。</p> <p>六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p><b>第六十五条</b> 内閣ハ他ノ行政的責任ノホカ</p> <p>法律ヲ忠実ニ執行シ国務ヲ管理スヘシ</p> <p>外交関係ヲ処理スヘシ</p> <p>公共ノ利益ト認ムル条約、国際規約及協定ヲ事前ノ授權又ハ事後ノ追認ニ依ル国会ノ協賛ヲ以テ締結スヘシ</p> <p>国会ノ定ムル規準ニ従ヒ内政事務ヲ処理スヘシ</p> <p>年次予算ヲ作成シテ之ヲ国会ニ提出スヘシ</p> <p>此ノ憲法及法律ノ規定ヲ実行スル為命令及規則ヲ発スヘシ然レトモ右命令又ハ規則ハ刑罰規定ヲ包含スヘカラス</p> <p>大赦、恩赦、減刑、執行猶予及復権ヲ賦與スヘシ</p>	<p><b>第七十五条</b> 内閣ハ他ノ一般政務ノ外特ニ左ノ事務ヲ執行ス。</p> <p>一 法律ヲ誠実ニ執行シ国務ヲ掌理スルコト</p> <p>二 外交関係ヲ処理スルコト</p> <p>三 条約、国際約定及協定ヲ締結スルコト但シ時宜ニ従ヒ事前又ハ事後ニ於テ国会ノ協賛ヲ得ルコトヲ要ス。</p> <p>四 国会ノ定ムル規準ニ従ヒ内政事務ヲ掌理スルコト</p> <p>五 予算ヲ作成シテ国会ニ提出スルコト</p> <p>六 此ノ憲法及法律ノ規定ヲ実施スル為命令及規則ヲ制定公布スルコト但シ其ノ命令及規則ニハ刑罰規定ヲ設クルコトヲ得ズ</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行停止及復権ヲ決定スルコト</p>	<p><b>第六十九条</b> 内閣ハ他ノ一般政務ノ外左ノ事務ヲ行フコト</p> <p>一 法律ヲ誠実ニ執行シ国務ヲ掌理スルコト</p> <p>二 外交関係ヲ処理スルコト</p> <p>三 条約、国際約定及協定ヲ締結スルコト但シ時宜ニ依リ事前又ハ事後ニ於テ国会ノ協賛ヲ経ルコトヲ要スルコト</p> <p>四 国会ノ定ムル規準ニ従ヒ官吏ニ関スル事務ヲ掌理スルコト</p> <p>五 予算ヲ作成シテ国会ニ提出スルコト</p> <p>六 此ノ憲法及法律ノ規定ヲ実施スル為命令及規則ヲ制定公布スルコト但シ其ノ命令及規則ニハ特ニ当該法律ノ委任アル場合ヲ除クノ外刑罰規定ヲ設クルコトヲ得ザルコト</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行停止及復権ヲ決定スルコト</p>
		<p>(76条は現 54条 2項、3項の欄に移動)</p>	

<p><b>第七十四条</b> 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p>	<p>第六十六条 一切ノ国会制定法及行政命令ハ当該国务大臣之ニ署名シ総理大臣之ニ副署スヘシ</p>	<p>第七十七条 凡テノ法律及命令ハ主務大臣署名シ、内閣総理大臣之ニ副署スルコトヲ要ス。</p>	<p>第七十条 法律及命令ハ凡テ主務大臣署名シ内閣総理大臣之ニ副署スルコトヲ要スルコト</p>
<p><b>第七十五条</b> 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。</p>	<p>第六十七条 内閣大臣ハ総理大臣ノ承諾無クシテ在任中訴追セラルルコト無カルヘシ然レトモ此ノ理由ニ因リ如何ナル訴権モ害セラルルコトナシ</p>	<p>第七十八条 国务各大臣ハ其ノ在任中ハ内閣総理大臣ノ許諾ナクシテ訴追セラルルコトナシ、但シ之ニ因リテ訴追ノ権利ヲ害スルコトヲ得ズ。</p>	<p>第七十一条 国务各大臣ハ其ノ在任中ハ内閣総理大臣ノ許諾ナクシテ訴追セラルルコトナキコト但シ之ニ因リテ訴追ノ権利ヲ害スルコトヲ得ザルコト</p>
<p><b>第六章 司法</b>  <b>第七十六条</b> すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。  <b>2</b> 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。  <b>3</b> すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>	<p><b>第六章 司法</b>  第六十八条 強力ニシテ独立ナル司法府ハ人民ノ権利ノ堡壘ニシテ全司法権ハ最高法院及国会ノ随時設置スル下級裁判所ニ帰属ス  特別裁判所ハ之ヲ設置スヘカラス又行政府ノ如何ナル機関又ハ支部ニモ最終的司法権ヲ賦與スヘカラス  判事ハ凡ヘテ其ノ良心ノ行使ニ於テ独立タルヘク此ノ憲法及其レニ基キ制定セラルル法律ニノミ拘束セラルヘシ</p>	<p><b>第六章 司法</b>  第七十九条 司法権ハ裁判所独立シテ之ヲ行フ。  裁判所ハ最高裁判所及法律ヲ以テ定ムル其ノ他ノ下級裁判所トス。  特別裁判所ハ之ヲ設置スルコトヲ得ズ。  第八十三条 凡テ裁判官ハ良心ニ従ヒ厳正公平ニ其ノ職務ヲ執行スベシ。  裁判官ハ此ノ憲法及法律ニ依ル</p>	<p><b>第六章 司法</b>  第七十二条 司法権ハ凡テ最高裁判所及法律ヲ以テ定ムル下級裁判所之ヲ行フコト  特別裁判所ハ之ヲ設置スルコトヲ得ズ行政機関ハ終審トシテ裁判ヲ行フコトヲ得ザルコト  裁判官ハ凡テ其ノ良心ニ従ヒ独立シテ其ノ職権ヲ行ヒ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナ</p>

		ノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ。	キコト
<p><b>第七十七条</b> 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。</p> <p>3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p>	<p>第六十九条 最高法院ハ規則制定権ヲ有シ其レニ依リ訴訟手続規則、弁護士ノ資格、裁判所ノ内部規律、司法行政並ニ司法権ノ自由ナル行使ニ関係アル其ノ他ノ事項ヲ定ム</p> <p>検事ハ裁判所ノ職員ニシテ裁判所ノ規則制定権ニ服スヘシ</p> <p>最高法院ハ下級裁判所ノ規則ヲ制定スル権限ヲ下級裁判所ニ委任スルコトヲ得</p>	<p>第九十条 最高裁判所ハ此ノ憲法及法律ニ定ムルモノノ外訴訟手続ノ細目、裁判所内部ノ規律其ノ他司法事務処理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得。</p> <p>下級裁判所ハ最高裁判所ノ委任ニ基キ当該裁判所ノ司法事務処理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得。</p>	<p>第七十三条 最高裁判所ハ訴訟手続、弁護士ニ関スル事項、裁判所ノ内部規律、司法事務処理及司法権ノ自由ナル行使ニ関スル事項ニ付規則ヲ定ムルノ権限ヲ有スルコト</p> <p>検察官ハ最高裁判所ノ定ムル規則ニ従フコトヲ要シ</p> <p>最高裁判所ハ下級裁判所ニ関スル規則ヲ定ムルノ権限ヲ之ニ委任スルコトヲ得ルコト</p>
<p><b>第七十八条</b> 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。</p> <p>裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。</p>	<p>第七十条 判事ハ公開ノ弾劾ニ依リテノミ罷免スルコトヲ得</p> <p>行政機関又ハ支部ニ依リ懲戒処分ニ附セラルルコト無カルヘシ</p>	<p>第八十七条 前三条ニ掲グル場合ノ外、裁判官ハ刑法ノ宣告、弾劾裁判所ノ判決又ハ懲戒事犯若ハ心身耗弱ヲ理由トスル裁判所ノ罷免判決ニ依ルニ非ザレバ罷免セラルルコトナシ。</p> <p>弾劾ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p>	<p>第七十四条 裁判官ハ裁判ニ依リ心神ノ耗弱又ハ身体ノ故障ノ為職務ヲ執ルコト能ハズト決定セラレタル場合ヲ除クノ外公開ノ弾劾ニ依ルニ非ザレバ罷免スルコトヲ得ズ</p> <p>裁判官ハ行政官庁ノ懲戒処分ヲ受クルコトナキコト</p>
<p><b>第七十九条</b> 最高裁判所は、その</p>	<p>第七十一条 最高法院ハ首席判</p>		<p>第七十五条 最高裁判所ハ法律</p>

<p>長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。</p> <p>2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。</p> <p>3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。</p> <p>4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。</p>	<p>事及国会ノ定ムル員数ノ普通判事ヲ以テ構成ス</p> <p>② 右判事ハ凡ヘテ内閣ニ依リ任命セラレ</p> <p><b>(③は現 79 条 5 項の欄に移動)</b></p> <p>④ 但シ右任命ハ凡ヘテ任命後最初ノ総選挙ニ於テ、爾後ハ次ノ先位確認後十暦年経過直後行ハルル総選挙ニ於テ、審査セラレヘシ</p> <p>⑤ 若シ選挙民カ判事ノ罷免ヲ多数決ヲ以テ議決シタルトキハ右判事ノ職ハ欠員ト為ルヘシ</p> <p>③ 不都合ノ所為無キ限り満七十歳ニ到ルマテ其ノ職ヲ免セラレルコト無カルヘシ</p> <p>⑥ 右ノ如キ判事ハ凡ヘテ定期ニ適當ノ報酬ヲ受クヘシ報酬ハ</p>	<p>第八十四条 最高裁判所ノ裁判官ノ任命ハ之ニ次グ最初ノ衆議院議員総選挙ノ際国民ノ審査ニ付シ、爾後十年ヲ経過シタル後最初ニ行ハルル衆議院議員選挙ノ際国民ノ審査ニ付スベシ。其ノ後ニ於テ亦同ジ。</p> <p>前項ノ場合ニ於テ、国民ノ多数ガ当該裁判官ノ罷免ヲ表示シタルトキハ其ノ者ハ罷免セラルベシ。</p> <p>前項ノ審査ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p> <p>第八十六条 裁判官ハ満七十歳ニ達シタルトキハ当然退官ス。</p> <p>第八十八条 裁判官ハ法律ノ定ムル所ニ依リ相当額ノ俸給ヲ受</p>	<p>ノ定ムル員数ノ裁判官ヲ以テ之ヲ構成シ此等ノ裁判官ハ凡テ内閣ニ於テ之ヲ任命シ満七十歳ニ達シタル時退官スルモノトスルコト</p> <p>最高裁判所ノ裁判官ノ任命ハ其ノ任命後最初ニ行ハルル衆議院議員総選挙ノ際国民ノ審査ニ付シ爾後十年ヲ経過シタル後最初ニ行ハルル衆議院議員総選挙ノ際更に審査ニ付シ其ノ後ニ於テ亦同ジキコト</p> <p>前項ノ場合ニ於テ投票者ノ多数ガ裁判官ノ罷免ヲ可トスルトキハ当該裁判官ハ罷免セラルベキモノトスルコト</p> <p>審査ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト</p> <p>此等ノ裁判官ハ凡テ定期ニ適當ノ報償ヲ受クルモノトス此ノ報</p>
--	--	--	---

<p>この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p>	<p>任期中減額セラルルコト無カルヘシ</p>	<p>ク。 裁判官ハ懲戒ノ処分其ノ他法律ノ特ニ定ムル事由ニ依ルノ外其ノ意ニ反シテ其ノ俸給ヲ減ゼラルルコトナシ。</p>	<p>償ハ在任中之ヲ減額スルコトヲ得ザルコト</p>
<p><b>第八十条</b> 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。</p> <p>その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。 但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。</p> <p><b>2</b> 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。 この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p>	<p>第七十二条 下級裁判所ノ判事ハ各欠員ニ付最高法院ノ指名スル少クトモ二人以上ノ候補者ノ氏名ヲ包含スル表ノ中ヨリ内閣之ヲ任命スヘシ</p> <p>② 右判事ハ凡ヘテ十年ノ任期ヲ有スヘク再任ノ特権ヲ有シ</p> <p>④ 判事ハ満七十歳ニ達シタルトキハ退職スヘシ</p> <p>③ 定期ニ適當ノ報酬ヲ受クヘシ報酬ハ任期中減額セラルルコト無カルヘシ</p>	<p>第八十五条 下級裁判所ノ裁判官ノ任命ハ最高裁判所ノ指名ニ係ル少クトモ倍数ノ候補者ノ中ヨリ之ヲ為スベシ。</p> <p>下級裁判所ノ判事ハ其ノ任期ヲ十年トシ、再任ヲ妨ゲズ。</p> <p>第八十六条 裁判官ハ満七十歳ニ達シタルトキハ当然退官ス。</p> <p>第八十八条 裁判官ハ法律ノ定ムル所ニ依リ相当額ノ俸給ヲ受ク。 裁判官ハ懲戒ノ処分其ノ他法律ノ特ニ定ムル事由ニ依ルノ外其ノ意ニ反シテ其ノ俸給ヲ減ゼラルルコトナシ。</p>	<p>第七十六条 下級裁判所ノ裁判官ハ最高裁判所ノ指名シタル者ノ名簿ニ就キ内閣ニ於テ之ヲ任命シ</p> <p>② 此等ノ裁判官ハ十年ヲ以テ任期トシ再任ヲ妨ゲザルコト</p> <p>④ 裁判官ハ満七十歳ニ達シタル後ハ在任スルコトヲ得ザルコト</p> <p>③ 裁判官ハ凡テ定期ニ適當ノ報酬ヲ受クルモノトスルコト此ノ報酬ハ在任中之ヲ減額スルコトヲ得ザルコト</p>
<p><b>第八十一条</b> 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲</p>	<p>第七十三条 最高法院ハ最終裁判所ナリ法律、命令、規則又ハ</p>	<p>第八十条 最高裁判所ハ終審裁判所トス。</p>	<p>第七十七条 最高裁判所ハ最終裁判所トシ一切ノ法律、命令、規</p>

<p>法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。</p>	<p>官憲ノ行為ノ憲法上合法ナリヤ否ヤノ決定カ問題ト為リタルトキハ憲法第三章ニ基ク又ハ関連スル有ラユル場合ニ於テハ最高法院ノ判決ヲ以テ最終トス</p> <p>② 法律、命令、規則又ハ官憲ノ行為ノ憲法上合法ナリヤ否ヤノ決定カ問題ト為リタル其ノ他有ラユル場合ニ於テハ国会ハ最高法院ノ判決ヲ再審スルコトヲ得</p> <p>③ 再審ニ附スルコトヲ得ル最高法院ノ判決ハ国会議員全員ノ三分ノ二ノ賛成ヲ以テノミ之ヲ破棄スルコトヲ得</p> <p>④国会ハ最高法院ノ判決ノ再審ニ関スル手続規則ヲ制定スヘシ</p>	<p>第八十一条 此ノ憲法第三章ノ規定ニ關聯アル法令又ハ行政行為ガ此ノ憲法ニ違反スルヤ否ヤノ争訟ニ付テハ最高裁判所ノ裁判ヲ以テ終審トス。</p> <p>② 前項ニ掲グルモノヲ除キ、法令又ハ行政行為ガ此ノ憲法ニ違反スルヤ否ヤノ争訟ニ付最高裁判所ノ為シタル判決ニ対シテハ国会ハ再審ヲ為スコトヲ得。</p> <p>③ 此ノ場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ最高裁判所ノ判決ヲ破棄スルコトヲ得ズ。</p> <p>④前項ノ再審ノ手続ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p>	<p>則又ハ処分ノ憲法ニ適合スルヤ否ヲ決定スルノ権限ヲ有スルコト</p>
	<p>第七十四条 外国ノ大使、公使及領事官ニ關係アル一切ノ事件ニ於テハ最高法院ハ専属的原始管轄ヲ有ス</p>	<p>第八十二条 外国ノ大使、公使及領事ニ係ル事件ノ管轄ハ最高裁判所ニ専属ス。</p>	
		<p>(83条は現76条3項の欄に移動)</p>	
<p><b>第八十二条</b> 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。</p>	<p>第七十五条 裁判ハ公開廷ニ於テ行ヒ判決ハ公然言ヒ渡スヘシ</p>	<p>第八十九条 裁判ノ対審及判決ハ之ヲ公開ス。</p>	<p>第七十八条 裁判ノ対審及判決ハ公開法廷ニ於テ之ヲ行フベキ</p>

<p>2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。</p> <p>但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならぬ。</p>	<p>然レトモ裁判所カ公開ヲ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ害有リト全員一致ヲ以テ決スルトキハ非公開ニテ裁判ヲ行フコトヲ得</p> <p>但シ政治的犯罪、定期刊行物ノ犯罪及此ノ憲法第三章ノ確保スル人民ノ権利カ問題ト為レル場合ニ於ケル裁判ハ例外ナク公開セラルヘシ</p>	<p>但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得。</p> <p>前項但書ノ規定ハ政治ニ係ル犯罪及出版物ニ係ル犯罪其ノ他憲法第三章ノ保障スル国民ノ権利ニ係ル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ。</p>	<p>コト</p> <p>但シ裁判所ガ全員一致ヲ以テ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ヲ害スルノ虞アリト決シタル場合ニ於テハ対審ハ公開セズシテ之ヲ行フコトヲ得ルコト</p> <p>政治ニ関スル犯罪、出版物ニ関スル犯罪及此ノ憲法第三ノ保障スル国民ノ権利ニ係ル事件ノ対審ハ常ニ之ヲ公開スルコトヲ要スルコト</p>
		<p>(86条は現79条第5項に移動)</p> <p>(87条は現78条の欄に移動)</p> <p>(88条は現79条第6項の欄に移動)</p> <p>(90条は現77条の欄に移動)</p>	
<p><b>第七章 財政</b></p> <p><b>第八十三条</b> 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。</p>	<p><b>第七章 財政</b></p> <p>第七十六条 租税ヲ徴シ、金銭ヲ借入レ、資金ヲ使用シ並ニ硬貨及通貨ヲ発行シ及其ノ価格ヲ規整スル権限ハ国会ヲ通シテ行使セラルヘシ</p>	<p><b>第七章 会計</b></p> <p>第九十一条 租税ヲ課シ又ハ現行ノ租税ヲ変更スルハ法律ヲ以テスルコトヲ要ス。</p> <p>現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス。</p>	<p><b>第七章 会計</b></p> <p>第七十九条 国ノ財政ヲ処理スル権限ノ行使ハ国会ノ議決ニ基クコトヲ要スルコト</p>

<p><b>第八十四条</b> あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</p>	<p>第七十七条 国会ノ行為ニ依リ又ハ国会ノ定ムル条件ニ依ルニアラサレハ新タニ租税ヲ課シ又ハ現行ノ租税ヲ変更スルコトヲ得ス 此ノ憲法發布ノ時ニ於テ効力ヲ有スル一切ノ租税ハ現行ノ規則カ国会ニ依リ変更セラルルマテ引キ続キ現行ノ規則ニ従ヒ徴集セラルヘシ</p>		<p>第八十条 新ニ租税ヲ課シ又ハ現行ノ租税ヲ変更スルハ国会ノ協賛又ハ国会ノ定ムル条件ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スルコトヲ得ザルコト 此ノ憲法施行ノ際現ニ行ハルル租税ハ国会ガ之ヲ変更スルニ至ル迄ハ現行ノ法令ニ従ヒ之ヲ徴収スルコト</p>
<p><b>第八十五条</b> 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。</p>	<p>第七十八条 充当スヘキ特別予算無クシテ契約ヲ締結スヘカラス 又国会ノ承認ヲ得ルニアラサレハ国家ノ資産ヲ貸與スヘカラス</p>	<p>第九十二条 国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除クノ外、国庫ノ負担ト為ルベキ契約ヲ為スハ国会ノ協賛ヲ經ベシ。</p>	<p>第八十一条 国費ヲ支出シ又ハ国ニ於テ債務ヲ負担スルハ国会ノ議決ニ基クニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ザルコト</p>
		<p>第九十三条 通貨ノ価値ノ決定及通貨ノ発行ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p>	
<p><b>第八十六条</b> 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。</p>	<p>第七十九条 内閣ハ一切ノ支出計画並ニ歳入及借入予想ヲ含ム次期会計年度ノ全財政計画ヲ示ス年次予算ヲ作成シ之ヲ国会ニ提出スヘシ</p>	<p>第九十四条 国ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ国会ノ協賛ヲ經ベシ。</p>	<p>第八十二条 内閣ハ毎会計年度ノ予算ヲ調製シ提出シテ其ノ審議及協賛ヲ受クベキコト</p>



	<p>第八十条 国会ハ予算ノ項目ヲ不承認、減額、増額若ハ却下シ又ハ新タナル項目ヲ追加スルコトヲ得</p> <p>国会ハ如何ナル会計年度ニ於テモ借入金額ヲ含ム同年度ノ予想歳入ヲ超過スル金銭ヲ支出スヘカラス</p>		
<p><b>第八十七条</b> 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。</p> <p><b>2</b> すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p>	<p>第八十一条 予期セサル予算ノ不足ニ備フル為内閣ノ直接監督ノ下ニ支出スヘキ予備費ヲ設クルコトヲ許スコトヲ得</p> <p>内閣ハ予備費ヲ以テスル一切ノ支出ニ関シ国会ニ対シ責任ヲ負フヘシ</p>	<p>第九十五条 避クベカラザル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クベシ。</p> <p>予備費ヲ支出シタルトキハ後日国会ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス。</p>	<p>第八十三条 予見シ難キ予算ノ不足ニ充ツル為国会ノ協賛ヲ經テ予備費ヲ設ケ内閣ノ責任ヲ以テ之ヲ支出スルコトヲ得ルコト</p> <p>予備費ノ支出ニ付テハ凡テ内閣ニ於テ国会ノ承諾ヲ受クルコトヲ要スルコト</p>
<p><b>第八十八条</b> すべて皇室財産は、国に属する。</p> <p>すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	<p>第八十二条 世襲財産ヲ除クノ外皇室ノ一切ノ財産ハ国民ニ帰属スヘシ</p> <p>一切ノ皇室財産ヨリスル収入ハ国庫ニ納入スヘシ而シテ法律ノ規定スル皇室ノ手当及費用ハ国会ニ依リ年次予算ニ於テ支弁セラルヘシ</p>	<p>第九十六条 皇室経費ニ関スル予算ハ国ノ予算ノ一部トス。世襲財産ヲ除ク皇室財産ニ付生ズル収支亦同ジ。</p>	<p>第八十四条 世襲財産ヲ除クノ外皇室ノ財産ハ凡テ国ニ属ス</p> <p>皇室財産ヨリ生ズル収益ハ凡テ国庫ノ収入トシ法律ノ定ムル皇室経費ノ支出ハ予算ニ由リ国会ノ協賛ヲ經ベキコト</p>

<p><b>第八十九条</b> 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>第八十三条 公共ノ金銭又ハ財産ハ如何ナル宗教制度、宗教団体若ハ社団ノ使用、利益若ハ支持ノ為又ハ国家ノ管理ニ服ササル如何ナル慈善、教育若ハ博愛ノ為ニモ充当セラルルコト無カルヘシ</p>	<p>第九十七条 国又ハ地方公共団体ハ宗教ニ関スル団体ニ対シ金銭其ノ他ノ財産ヲ出損スルコトヲ得ズ。国ノ管理ニ属セザル慈善、教育其ノ他之ニ類スル事業ニ対シ亦同ジ。</p>	<p>第八十五条 公金其ノ他ノ公ノ財産ハ宗教制度若ハ宗教団体ノ使用、便益若ハ維持ノ為又ハ国ノ管理ニ属セザル慈善、教育若ハ博愛ノ事業ニ対シ之ヲ出捐スルコトヲ得ザルコト</p>
<p><b>第九十条</b> 国ノ収入支出ノ決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。</p> <p>2 会計検査院ノ組織及ビ権限は、法律でこれを定める。</p>	<p>第八十四条 会計検査院ハ毎年国家ノ一切ノ支出及歳入ノ最終的会計検査ヲ為シ内閣ハ次年度中ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ</p> <p>会計検査院ノ組織及権限ハ国会之ヲ定ムヘシ</p>	<p>第九十八条 国ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ、内閣ハ其ノ検査報告ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ。</p> <p>会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p>	<p>第八十六条 国ノ収入支出ノ決算ハ凡テ毎年会計検査院之ヲ検査シ内閣ハ次年度ニ於テ其ノ検査報告ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベキコト</p> <p>会計検査院ノ組織及権限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベキコト</p>
<p><b>第九十一条</b> 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>	<p>第八十五条 内閣ハ定期ニ且少クトモ毎年財政状態ヲ国会及人民ニ報告スヘシ</p>	<p>第九十九条 内閣ハ国会及国民ニ対シ少クトモ毎年一回国ノ財政ノ概要ヲ報告スベシ。</p>	<p>第八十七条 内閣ハ国会及国民ニ対シ定期ニ且少クトモ毎年一回国ノ財政状況ニ付報告ヲ為スベキコト</p>
		<p>第百条 本章ニ揚グルモノノ外、国ノ会計及国有財産ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p>	
<p><b>第八章 地方自治</b> <b>第九十二条</b> 地方公共団体の組</p>	<p><b>第八章 地方政治</b></p>	<p><b>第八章 地方自治</b> 第百一条 地方公共団体ノ組織</p>	<p><b>第八章 地方自治</b> 第八十八条 地方公共団体ノ組</p>

<p>織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p>		<p>及運営ニ関スル規定ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ以テ之ヲ定ム。</p>	<p>織及運営ニ関スル事項ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ以テ之ヲ定ムベキコト</p>
<p><b>第九十三条</b> 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p><b>2</b> 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>	<p>第八十六条 府県知事、市長、町長、徴税権ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ下級自治体及法人ノ行政長、府県議会及地方議会ノ議員並ニ国会ノ定ムル其ノ他ノ府県及地方役員ハ夫レ夫レ其ノ社会内ニ於テ直接普通選挙ニ依リ選挙セラルヘシ</p>	<p>第一百二条 地方公共団体ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機関トシテ議会ヲ設クベシ。</p> <p>地方税徴収権ヲ有スル地方公共団体ノ長及其ノ議会ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体ノ住民ニ於テ之ヲ選挙スベシ。</p>	<p>第八十九条 地方公共団体ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機関トシテ議会ヲ設クベキコト</p> <p>地方公共団体ノ長、其ノ議会ノ議員及法律ノ定ムル其ノ他ノ吏員ハ当該地方公共団体ノ住民ニ於テ直接之ヲ選挙スベキコト</p>
<p><b>第九十四条</b> 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル権利ヲ奪ハルルコト無カルヘシ</p>	<p>第一百三条 地方公共団体ノ住民ハ自治ノ権能ヲ有シ、法律ノ範囲内ニ於テ条例及規則ヲ制定スルコトヲ得。</p>	<p>第九十条 地方公共団体ハ其ノ財産ヲ管理シ、行政ヲ執行シ及事務ヲ処理スルノ権能ヲ有シ、且法律ノ範囲内ニ於テ条例ヲ制定スルコトヲ得ベキコト</p>
<p><b>第九十五条</b> 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方</p>	<p>第八十八条 国会ハ一般法律ノ適用セラレ得ル首都地方、市又ハ町ニ適用セラルヘキ地方的又</p>	<p>第一百四条 一ノ地方公共団体ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体</p>	<p>第九十一条 一ノ公共団体ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体ノ</p>

<p>公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>	<p>ハ特別ノ法律ヲ通過スヘカラス但シ右社会ノ選挙民ノ大多数ノ受諾ヲ条件トスルトキハ此ノ限ニ在ラス</p>	<p>ノ住民多数ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ国会之ヲ制定スルコトヲ得ズ。</p>	<p>住民多数ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ国会之ヲ制定スルコトヲ得ザルコト</p>
<p><b>第九章 改正</b>  <b>第九十六条</b> この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。</p> <p>この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p><b>2</b> 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p>	<p><b>第九章 改正</b>  <b>第八十九条</b> 此ノ憲法ノ改正ハ議員全員ノ三分ノ二ノ賛成ヲ以テ国会之ヲ発議シ人民ニ提出シテ承認ヲ求ムヘシ</p> <p>人民ノ承認ハ国会ノ指定スル選挙ニ於テ賛成投票ノ多数決ヲ以テ之ヲ為スヘシ</p> <p>右ノ承認ヲ経タル改正ハ直ニ此ノ憲法ノ要素トシテ人民ノ名ニ於テ皇帝之ヲ公布スヘシ</p>	<p><b>第九章 補則</b>  <b>第一百五条</b> 此ノ憲法ノ改正ハ国会之ヲ発議シ国民ニ提案シテ其ノ承認ヲ求ムベシ。国会ノ発議ハ両議院各々其ノ議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ其ノ議決ヲ為スコトヲ得ズ。</p> <p>国民ノ承認ハ法律ノ定ムル所ニ依リ国民投票ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス。</p> <p>憲法改正案ハ国民ノ承認アリタルトキ憲法改正トシテ成立ス。憲法改正ハ天皇第七条ノ規定ニ従ヒ之ヲ公布ス。</p>	<p><b>第九章 改正</b>  <b>第九十二条</b> 此ノ憲法ノ改正ハ各議院ノ総議員三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ国会之ヲ発議シ国民ニ提案シテ其ノ承認ヲ経ベキコトトシ</p> <p>国民ノ承認ハ国会ノ定ムル所ニ依リ行ハルル投票ニ於テ其ノ多数ノ賛成アルコトヲ要スルコト</p> <p>憲法改正ニ付前項ノ承認ヲ経タルトキハ天皇ハ国民ノ名ニ於テ憲法ノ一部ヲ成スモノトシテ直ニ之ヲ公布スベキコト</p>
		<p><b>第一百六条</b> 皇室典範ノ改正ハ天皇第三条ノ規定ニ従ヒ議案ヲ国会ニ提出シ法律案ト同一ノ規定ニ依リ其ノ議決ヲ経ベシ。</p>	

		前項ノ議決ヲ経タル皇室典範ノ改正ハ天皇第七条ノ規定ニ従ヒ之ヲ公布ス。	
<p><b>第十章 最高法規</b></p> <p><b>第九十七条</b> この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p>	<p><b>第十章 至上法</b></p> <p>第十条 此ノ憲法ニ依リ日本国民ノ人民ニ保障セラルル基本的人権ハ人類ノ自由タラントスル積年ノ闘争ノ結果ナリ時ト経験ノ坩堝ノ中ニ於テ永續性ニ対スル厳酷ナル試練ニ克ク耐ヘタルモノニシテ永世不可侵トシテ現在及将来ノ人民ニ神聖ナル委託ヲ以テ賦與セラルルモノナリ</p>		<p><b>第十章 最高法規</b></p> <p>第九十四条 此ノ憲法ノ日本国民ニ保障スル基本的人権ハ人類ノ多年ニ互ル自由獲得ノ努力ノ成果ニシテ、此等ノ権利ハ過去幾多ノ試練ニ堪ヘ現在及将来ノ国民ニ対シ永劫不磨ノモノトシテ賦与セラレタルモノトスルコト</p> <p><b>(②は現 99 条の欄に移動)</b></p>
<p><b>第九十八条</b> この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p><b>2</b> 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p>	<p>第九十条 此ノ憲法並ニ之ニ基キ制定セラルル法律及条約ハ国民ノ至上法ニシテ其ノ規定ニ反スル公ノ法律若ハ命令及詔勅若ハ其ノ他ノ政治上ノ行為又ハ其ノ部分ハ法律上ノ効力ヲ有セサルヘシ</p>	<p>第一百七条 此ノ憲法並ニ之ニ基キ制定セラレタル法律及条約ハ国ノ最高ノ法規ニシテ、之ニ反スル法令、詔勅又ハ行政行為ハ其ノ効ナシ。</p>	<p>第九十三条 此ノ憲法並ニ之ニ基キテ制定セラレタル法律及条約ハ国ノ最高法規トシ、其ノ条規ニ矛盾スル法律、命令、詔勅及其ノ他ノ政府ノ行為ノ全部又ハ一部ハ其ノ効力ヲ失フコト</p>
<p><b>第九十九条</b> 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その</p>	<p>第九十一条 皇帝皇位ニ即キタルトキ並ニ摂政、国務大臣、国</p>	<p>第一百九条 天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官其ノ他凡テノ公</p>	<p><b>94 条②</b> 天皇又ハ摂政及国務大臣、両議院ノ議員、裁判官其ノ他</p>

<p>他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>	<p>会議員、司法府員及其ノ他ノ一切ノ公務員其ノ官職ニ就キタルトキハ、此ノ憲法ヲ尊重擁護スル義務ヲ負フ (②は、現 103 条の欄に移動)</p>	<p>務員ハ此ノ憲法ヲ尊重擁護スル義務ヲ負フ。</p>	<p>ノ公務員ハ此ノ憲法ヲ尊重擁護スルノ義務ヲ負フコト</p>
			<p>(94 条①は現 97 条の欄に移動) (94 条②段は現 99 条の欄に移動)</p>
<p><b>第十一章 補則</b> <b>第百条</b> この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。 <b>2</b> この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。</p>	<p>第十一章 承認  第九十二条 此ノ憲法ハ国会カ出席議員三分ノ二ノ氏名点呼ニ依リ之ヲ承認シタル時ニ於テ確立スヘシ 国会ノ承認ヲ得タルトキハ皇帝ハ此ノ憲法カ国民ノ至上法トシテ確立セラレタル旨ヲ人民ノ名ニ於テ直ニ宣布スヘシ</p>		<p>第十一章 補則</p>
<p><b>第百一条</b> この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。</p>			

<p><b>第百二条</b> この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。</p>			
<p><b>第百三条</b> この憲法施行の際現に在職する国务大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。</p>	<p><b>91 条②</b> 此ノ憲法ノ効力発生スル時ニ於テ官職ニ在ル一切ノ公務員ハ右ト同様ノ義務ヲ負フヘク其ノ後任者ノ選挙又ハ任命セラルルマテ其ノ官職ニ止マルヘシ</p>	<p><b>第百八条</b> 此ノ憲法施行ノ時ニ於テ現ニ国务大臣、国会議員、裁判官其ノ他ノ公務員タル者ハ後任者ノ選挙又ハ任命セラルル迄此ノ憲法ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ規定ニ従ヒ在任ス。</p>	<p><b>第九十五条</b> 此ノ憲法実施ノ際現ニ存スル国务大臣、両議院ノ議員、裁判官其ノ他ノ公務員ハ此ノ憲法ノ条規ニ拘ラズ後任者ノ選挙又ハ任命ニ至ル迄現行法令ノ定ムル所ニ従ヒ仍其ノ任ニ留マルモノトスルコト</p>
	<p>(92 条は、現 100 条の欄に移動)</p>	<p>(107 条は現 98 条の欄に移動) (109 条は現 99 条の欄に移動)</p>	